

一般社団法人名古屋市立大学外科同門会定款

令和4年4月30日 施行

令和6年5月25日 変更

第1章 総則

第1条（名称）

当法人は、一般社団法人名古屋市立大学外科同門会と称する。

第2条（主たる事務所の所在地）

当法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

当法人は、会員相互の扶助、親睦、連携を深め、もって名古屋市立大学外科学（以下、「本講座」と云う）の発展に寄与し、地域における外科医療の充実に貢献することを目的とする。

第4条（事業）

当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 会員間の相互扶助、親睦、連携を図るための事業
- ② 会報及び会員名簿発行等の事業
- ③ 顕彰事業
- ④ 本講座の医学教育、医学研究、大学関連行事等への支援・助成事業
- ⑤ 地域の外科医療充実のための人材育成活動とその支援事業
- ⑥ 上記各号の事業の他、当法人の目的を達成するために必要と認められる事業

第5条（公告方法）

当法人の公告方法は、電子公告により行う。

第3章 社員

第6条（法人の構成員）

(1)当法人は次の会員を置く。

① 正会員

本講座に在籍した者及び本講座に在籍中の医師で当法人の目的に賛同する者
本講座関連施設に勤務する医師で、当法人の目的に賛同する者

② 名誉会員

満77歳に達した者のうちで、名古屋市立大学外科同門会の正会員として満20年以上在籍した者あるいは理事会及び社員総会の決議を経て推薦された者

③ 賛助会員

当法人の目的に賛同する団体又は法人

④ 休会会員

正会員のうち、海外留学及び病氣療養等の理由により休会を希望する者

(2)当法人の正会員をもって一般社団及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」と云う)上の社員とする。

第7条（入会）

当法人の会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申し込みを行い、理事会の承認を得なければならない。

第8条（会費）

(1)会員は会費を納入しなければならない。

(2)名誉会員及び休会会員にあつては、会費の納入を必要としない。

(3)既納の会費は、いかなる事由があつても返還しない。

(4)震災、病氣、などやむを得ぬ事情がある場合には、理事会の承認により会費の免除が認められる。

第9条（退会）

(1)会員が当法人を退会するときは、理事会あてに退会届を提出しなければならない。

(2)会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- ① 成年被後見人又は被補佐人になったとき
- ② 死亡したとき、又は失踪宣告を受けたとき
- ③ 賛助会員が消滅したとき
- ④ 第8条の支払い義務を5年履行せず、理事会で退会の決議をしたとき

第10条（除名）

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- ①この定款その他の規則に違反したとき
- ②当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- ③その他除名すべき正当な理由があるとき
- ④本決議を行うに当たっては、対象となる会員に弁明の機会が与えられなくてはならない

第11条（正会員の権利）

正会員は、法人法に規定された社員の権利を、当法人に対して行使することができる。

- ①法人法第14条第2項に定める権利(定款の閲覧等)
- ②法人法第32条第2項に定める権利(社員名簿の閲覧等)
- ③法人法第50条第6項に定める権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)
- ④法人法第52条第5項に定める権利(電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)
- ⑤法人法第57条第4項に定める権利(社員総会の議事録の閲覧等)
- ⑥法人法第129条第3項に定める権利(計算書類等の閲覧等)
- ⑦法人法第229条第2項に定める権利(清算法人の貸借対照表の閲覧等)
- ⑧法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項に定める権利
(合併契約等の閲覧等)

第4章 社員総会

第12条（構成）

社員総会は、全ての社員をもって構成する。

第13条（権限）

社員総会は、次の事項を決議する。

- ① 理事及び監事の選任又は解任
- ② 各事業年度の事業計画及び予算並びに決算の承認
- ③ 年会費の決定
- ④ 社員の除名
- ⑤ 定款の変更
- ⑥ 合併及び解散に関する事項
- ⑧ 理事会において社員総会に付議することを決定した事項
- ⑨ その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第14条（招集及び開催）

- (1) 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。
- (2) 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- (3) 臨時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する場合には代表理事が招集し開催する。
 - ① 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - ② 議決権の10分の1以上を有する社員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、理事会に対し招集の請求があったとき
- (4) 社員総会は、第18条第3項に定める社員総数の過半数の出席をもって成立する。

第15条（議長）

社員総会の議長は、代表理事がこれに当たるものとし、代表理事に事故あるときは予め定めた順序により理事がこれに当たる。

第16条（議決権）

社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

第17条（決議）

- (1) 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(2)前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- ① 社員の除名
- ② 監事の解任
- ③ 定款の変更
- ④ 解散
- ⑤ その他法令で定められた事項

第18条（議決権の代理行使）

- (1) 社員総会に出席できない社員は、予め通知された事項について書面又は電磁的記録を以て議決権を行使することができる。また、当法人の議決権を有する他の社員1名を代理人として、その議決権の行使を委任することもできる。
- (2) 社員がその議決権の行使を委任する場合、代理人は社員総会ごとに代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。
- (3) 前項の場合、社員総会の出席者の算定及び議決権個数の算定にあたって、その社員は出席したものとみなす。
- (4) 社員の全員が書面又は電磁的記録により社員総会の目的である事項について、その提案に関して同意の意思表示をしたときは、その提案を可決とする旨の社員総会の決議があったものとみなす。

第19条（議事録）

- (1) 社員総会の議事については、法令で定めるところにより書面または電磁的記録によって議事録を作成する。
- (2) 議長及び社員総会において選任された議事録署名人は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

第20条（役員の設置）

- (1) 当法人に役員を置く。
 - ① 理事 3名以上 25名以内

② 監事 2名以内

(2) 理事のうち1名を代表理事とする。

第21条（役員を選任）

- (1) 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任される。
- (2) 代表理事理事会の決議によって理事の中から選任する。
- (3) 監事は当法人の理事を兼ねることができない。

第22条（理事の職務及び権限）

- (1) 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を遂行する。
- (2) 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

第23条（監事の職務及び権限）

- (1) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。
- (2) 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第24条（役員任期）

- (1) 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- (2) 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- (3) 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- (4) 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第25条（役員解任）

理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第26条（親族の制限）

当法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。

第27条（報酬等）

役員は無報酬とする。但し、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第28条（取引の制限）

理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- ① 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- ② 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- ③ 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人と
その理事との利益が相反する取引

第29条（責任の一部免除又は限定）

当法人は、法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により賠償責任額から法令に定める最低責任控除額を控除して得た金額を限度として免除することができる。

第6章 理事会

第30条（構成）

- (1) 当法人に理事会を置く。
- (2) 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- (3) 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

第31条（権限）

理事会は、次の職務を行う。

- ① 当法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

第32条（招集）

- (1) 理事会は、代表理事が招集する。
- (2) 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故あるときは、予め定めた順序により各理事が理事会を招集する。

第33条（決議）

- (1) 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- (2) 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第34条（議事録）

- (1) 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- (2) 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

第35条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第36条（事業計画及び収支予算）

- (1) 当法人の事業計画及び収支予算の書類については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。
- (2) 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

第37条（事業報告及び決算）

- (1) 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を

作成し監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号、第2号についてはその内容を報告し、第3号から第5号の書類については承認を受けなければならない。

- ① 事業報告書
 - ② 事業報告書の附属明細書
 - ③ 貸借対照表
 - ④ 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - ⑤ 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (2) 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告の書類を主たる事務所に5年間据え置くとともに、あわせて定款及び社員名簿を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第38条 (剰余金等の処分)

当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更及び解散

第39条 (定款の変更)

この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

第40条 (解散)

当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第41条 (残余財産の帰属)

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、類似の事業を目的とする公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第9章 附 則

第42条(最初の事業年度)

当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から令和5年3月31日までとする。

第43条(設立時の役員)

当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 丹羽 宏 眞下啓二 西田 勉 岩田広治 城 義政 近藤直人
奥田勝裕 山田敏之 佐川弘之

設立時代表理事 丹羽 宏

設立時監事 水野裕支 栗原義之

第45条 (法令の根拠)

本定款に定めがない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人名古屋市立大学外科同門会の設立にため、この定款を作成し、設立時社員が次に押印する。(省略)

令和4年4月30日作成

第3章 第6条(法人の構成員)(1)②修正 第10条(除名)④追加 令和6年5月25日変更

第4章 第13条(権限)⑦削除 第14条(招集及び開催)(4)追加第19条(議事録)(2)修正(3)削除 令和6年5月25日変更

第5章 第20条(役員を設置)(3)削除 第21条(役員を選任)(2)修正

第22条(理事の職務及び権限)(2)修正 令和6年5月25日変更

第6章 第30条(構成)(3)追加 令和6年5月25日変更